

## 認知症診断費用助成事業のご案内

2025年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症と診断されると予測されています。認知症には、様々な原因があります。また、認知症の状態を引き起こす病気もあるため、早期に適切な診断を受けることが大切です。

村では、認知症の疑いがある方が、認知症の診断で受診した際の費用の助成事業を開始しました。

このような、症状はありませんか？

物を置いた場所を忘れる

少し前のことを思い出せない

電話をかけることができない

道に迷い帰れなくなることがある

### 対象者



- ・ 榛東村に住所がある方
- ・ 65歳以上の方（受診した当日）
- ・ 診断の結果を村に提出できる方
- ・ 認知症の確定診断を受けていない方



### 手続きの流れ

**\*助成を受けたい方は\***

- ① 事前に健康保険課へご相談ください。手続きに必要な書類をお渡します。
- ② 医療機関へ受診します。（注意）同時に他の診療は受けられません。
- ③ 診断確定後、健康保険課に申請を行ってください。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



（問い合わせ先） 榛東村役場 健康保険課

TEL 0279-26-2513





# 糖尿病予防のための料理教室 参加者募集！

血糖値が高い状態が続くと、血管が傷付きやすくなり動脈硬化が進んでしまいます。  
糖尿病予防のための献立を作ってみませんか？

日時	令和6年6月6日(木) 9時30分～13時30分頃
会場	榛東村保健相談センター
定員	16名(先着順)
対象者	榛東村に住民登録がある方
参加費	無料
持ち物	エプロン、三角巾、マスク、筆記用具
献立	雑穀ごはん・ささみの青じそ炒め・ひよこ豆のサラダ ※変更になる場合があります
申込	電話またはメールでお申し込みください。 申込期間：5月7日(火)～5月30日(木) 17時15分まで 【電話】0279-70-8052(受付：平日8時30分～17時15分) 【メール】hoken-c@vill.shinto.gunma.jp(24時間受付) メールの場合、件名に『6/6料理教室申込』、本文に①～③を入力してください。 ①氏名(ふりがな) ②生年月日 ③日中連絡のとれる電話番号 ※メールの場合、申込み後3日以内に申込完了メールをお送りします。 完了メールが届かない方は、保健相談センターまでご連絡ください。

申込先  
メールアドレス



# 「こころの健康相談」 のお知らせ

回覧

精神科医師による相談を行います。  
この機会に、一人で悩まず相談してみませんか？  
秘密は厳守します。安心してご相談ください。  
予約制のため、他の相談者と一緒になることはありません。



こんな悩みがありませんか？

- ・眠れない
- ・イライラする
- ・不安、憂うつだ
- ・やる事、言う事にまとまりがない
- ・物忘れが酷い
- ・人との付き合いが上手くいかない
- ・仕事、学校へ行く気がしない、やる気が起きない など



相談をご希望の方は、保健相談センターへお申し込みください。

相談日時	令和6年6月6日（木） ① 午後1時30分～午後2時30分 ② 午後2時30分～午後3時30分
会場	榛東村保健相談センター
申込先	榛東村保健相談センター 電話番号：0279-70-8052 (平日 午前8時30分～午後5時15分) ※5月30日（木）までに申し込みをしてください。

問い合わせ先 : 榛東村保健相談センター ☎0279-70-8052

# 榛東村地域福祉計画・ 榛東村地域福祉活動計画

第3期計画

令和6年度～令和11年度

概要版

令和6年3月

榛東村・榛東村社会福祉協議会

# 1 地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持って暮らせるよう、**地域の人と人とのつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みをつくること**です。制度に基づくサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

# 2 地域福祉計画と地域福祉活動計画ってどんな計画？

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識に、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場で、それぞれの役割を担うとともに、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本村においては、**理念・基盤・仕組みづくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定**しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

# 3 計画の基本的な考え方

本村では、第2期計画において、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。今後もこの方向性を継承し、次の基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、住民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

【基本理念】

**一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり**



# 4 計画の期間

計画期間は、**令和6年度から令和11年度までの6年間**とします。なお、村を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 5 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり	<b>基本目標1</b> 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり  	1 制度やサービスの情報の収集と発信 2 包括的な相談体制の充実 3 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立
	<b>基本目標2</b> 一人ひとりの思いをかたちにするむらづくり   	1 福祉教育の充実 2 地域福祉活動への参加促進と支援 3 ボランティアの育成・活動支援
	<b>基本目標3</b> つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり   	1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携 2 地域福祉ネットワークの強化
	<b>基本目標4</b> 協働による安全・安心なむらづくり   	1 避難行動要支援者情報の把握と共有 2 災害時等の支援体制の整備 3 地域における交流活動の充実 4 安全・安心なむらづくりの推進

## 《持続可能な地域づくり～SDGsの視点～》

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。本計画においても、SDGsの17の目標の達成に貢献していくことが求められます。



### 基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり



多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに、相互に連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

関係機関と連携して身近な地域での相談体制や福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

#### 《具体的な施策・取組》

- 1 制度やサービスの情報の収集と発信
- 2 包括的な相談体制の充実
- 3 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立



#### 協働による取組



- ひとりで悩まず誰かに相談してみよう。
- 近隣住民同士で日常的な見守りや声かけを行おう。
- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めよう。

#### 社会福祉協議会による活動の方向

- 民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員経験者、主任児童委員経験者による相談を行います。また、相談員が情報を共有できるような場づくりに努めます。【心配ごと相談所開設】
- 高齢者に対する生活支援の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手を確保するなど、地域で支え合う体制づくりを推進し、協議体を効果的に運営します。【生活支援体制整備事業】

#### 村の施策の方向

- 各種相談や教室等の機会を利用して地域における潜在的なニーズを把握し、高齢者や障害のある人、子育て家庭等の相談機能の充実や実情に合った適切な情報提供を行います。
- 地域の団体や社会福祉協議会、行政等からの各種情報が地域へ円滑に提供できるよう、民生委員・児童委員や各種相談員の活動を支援するとともに、研修会や相談員相互の情報交換等を充実し、更なる資質の向上に努めます。また、多様な相談者に対し、柔軟かつ多様な対応方法を検討します。

### 基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり



住民の相互理解や尊重につながるよう、学校や地域で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を推進し、地域福祉の意識の向上を図ります。

住民同士のつながりの変化や高齢化、人口の減少などによる地域の機能低下が懸念されています。地域の人々が互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要です。

身近な課題に気づける地域社会を目指すため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

#### 《具体的な施策・取組》

- 1 福祉教育の充実
- 2 地域福祉活動への参加促進と支援
- 3 ボランティアの育成・活動支援



#### 協働による取組



- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実させましょう。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持ちましょう。

#### 社会福祉協議会による活動の方向

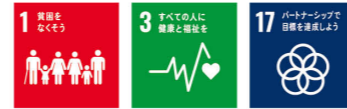
- 福祉への関心を深め、自分たちにできること、共に生きることについて考えることを目的に、学校と連携した福祉体験や講演会の実施に加え、今後は住民とともに地域福祉への理解と関心を高められる事業の実施に努めます。【福祉教育推進(体験教室、講演会)】
- ボランティアの育成講座や救急救命講習等、ニーズに合った各種ボランティア教室を開催します。【ボランティア教室】

#### 村の施策の方向

- 学校や地域と連携し、高齢者や障害のある人、子どもとの交流や体験学習等を通して、児童生徒に福祉の精神の育成を図ります。また、人権教育の推進を通して、すべての人を尊重し、思いやりの心をもって助け合う精神を育みます。
- 村の広報紙やホームページ等を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。

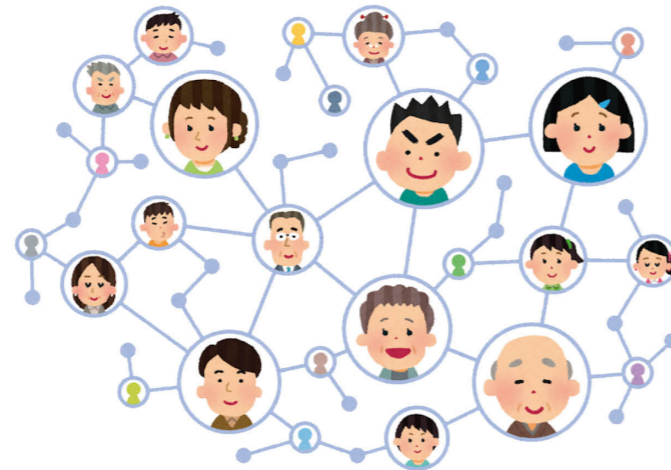
## 基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり

福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係機関や団体との連携を深め、地域福祉活動に対する意識の共有や連帯感の強化を図り、きめ細やかな支援体制の確立につながる、顔の見えるネットワークを構築します。



### 《具体的な施策・取組》

- 1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携
- 2 地域福祉ネットワークの強化



#### 協働による取組



- 日頃から身近な人や団体等との交流を大切にしましょう。
- 地域に必要な支援の体制や機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

#### 社会福祉協議会による活動の方向



- 高齢者や障害のある人、子育て家庭等、ネットワークを強化するため、各種団体活動の支援を推進します。【各種団体への支援】
- 住所氏名、医療情報、緊急連絡先等を記入し、専用容器に入れて冷蔵庫のドアポケットに保管します。安心カードを設置している世帯の情報を渋川広域消防本部と共有し、緊急時における迅速な対応に備えます。【安心カード設置事業の推進強化(見守りネットワーク)】

#### 村の施策の方向



- 保健・医療・福祉関係者との意見交換会や定例会議、ケース会議等を開催し、支援を必要としている人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、情報の共有や支援体制を総合的に調整し、地域で支える仕組みづくりを進めます。
- 自治会を中心とした小圏域における地域福祉推進体制を強化するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の連携、情報提供体制を強化します。

## 基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり

「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りや支援が必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。



また、生活支援や防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進などにより地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

### 《具体的な施策・取組》

- 1 避難行動要支援者情報の把握と共有
- 2 災害時等の支援体制の整備
- 3 地域における交流活動の充実
- 4 安全・安心なむらづくりの推進



#### 協働による取組



- 見守り・声かけを積極的に行いましょう。
- 地域の防災・防犯活動に参加しましょう。
- 住民支え合いマップづくり等に参加し、避難行動要支援者の情報を地域で共有することで、関係機関との協力体制を築きましょう。

#### 社会福祉協議会による活動の方向



- 住み慣れた地域において、見守りが必要な方々に対して地域住民自らが主体となり、関係諸機関との協働により見守り・声かけや安否確認等を行うために、地域支援者(自治会役員、民生委員・児童委員、消防団員、防災ボランティア等)が自治会ごとに集まり「顔の見える関係づくり」を大切に、地域の詳細情報を共有し、住宅地図に示したマップの情報を毎年更新し作成します。マップづくりは災害時における避難行動要支援者の迅速な避難活動や個別避難計画作成において重要な役割を担っています。【安全安心むらづくり事業～住民支え合いマップづくり～(見守りネットワーク)】
- 個人情報に留意しながら、専門職支援が必要な方達に対し専門職から情報提供を受けながら、福祉避難所の選定や避難経路の確認等を行い、支援体制を整えます。【個別避難計画を活用した専門職連携】

#### 村の施策の方向



- 個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、ボランティア等と連携して避難行動要支援者の把握を行うとともに、災害時の具体的な支援体制を強化します。
- 「榛東村地域防災計画」に基づき、地域における安全なむらづくりを推進します。また、警察との連携を強化し、防犯パトロールの支援体制を強化します。



### (1) 協働による計画の推進

本計画の特徴は、「**地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく**」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

村及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。

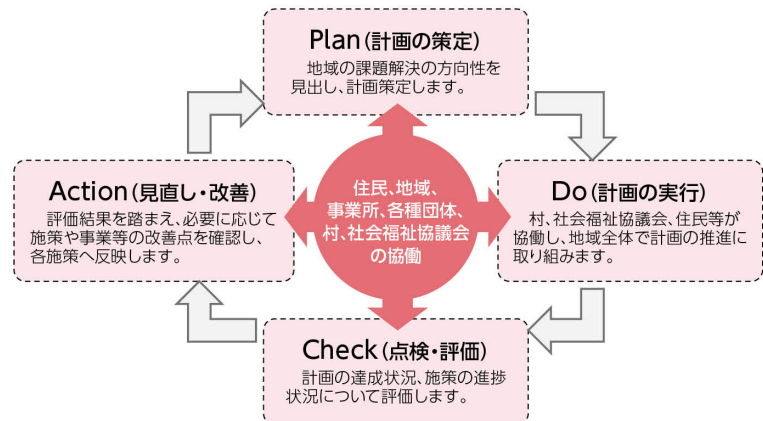
今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。



### (2) 計画の進行管理

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的に開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

設定した成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



## 第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】 令和6年3月

発行 榛東村・社会福祉法人榛東村社会福祉協議会  
企画・編集 榛東村 住民生活課  
〒370-3593  
群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1  
TEL 0279-26-2494

社会福祉法人榛東村社会福祉協議会  
〒370-3503  
群馬県北群馬郡榛東村新井507番地3  
TEL 0279-55-5294

# 榛東村

## 第9期介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画

令和6年度～8年度



令和6年3月  
榛東村

# 01 | 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数は開始当初の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化を進めていく必要があります。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの構築を目指した令和7年を迎えるとともに、現役世代人口が減少する令和22年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

# 02 | 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

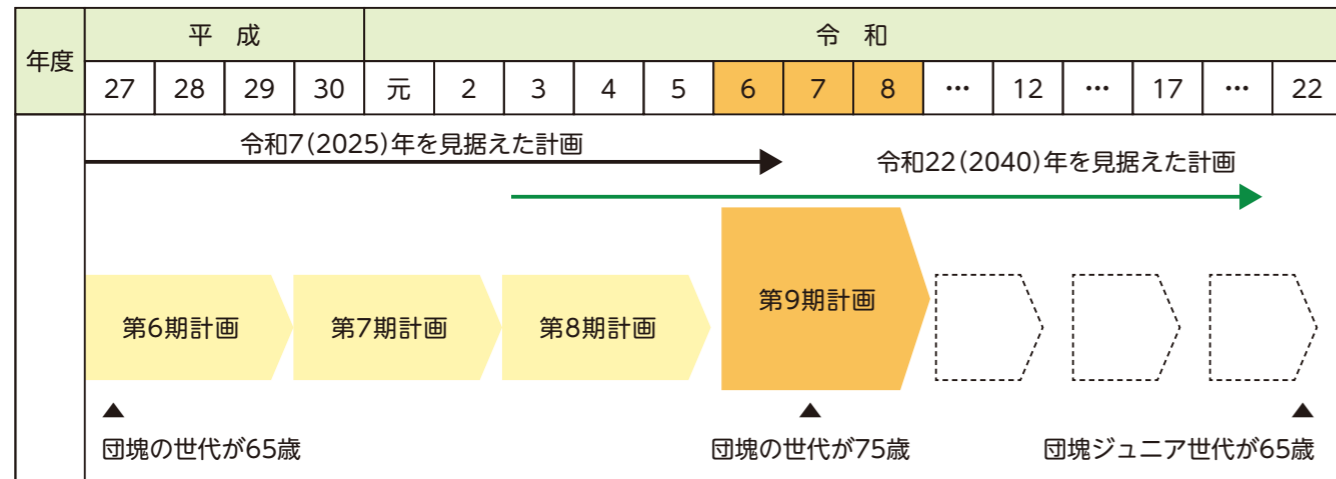
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。)が令和5年6月14日に成立しました。この法律には、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。本計画は、認知症基本法の基本理念に基づいた認知症施策の総合的な取り組みを踏まえて策定します。

# 03 | 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、現役世代が急減する令和22年を見据えて、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

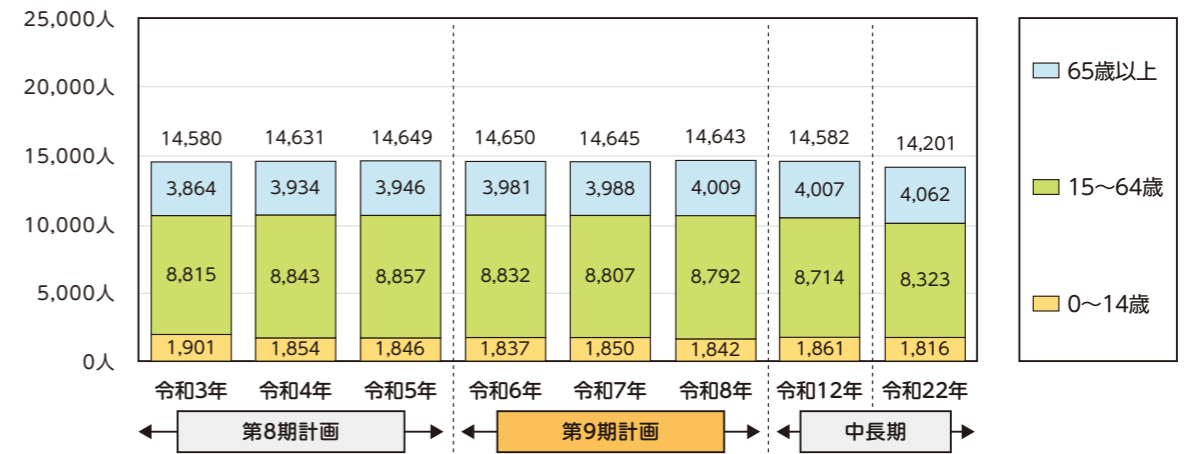


# 04 | 今後の高齢者の状況

## 【1】総人口の推移及び将来推計

本村の人口は横ばいで推移しています。また、住民基本台帳を基に、コーホート変化率法(同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法)により算出した推計人口をみると、今後も人口は減少傾向が予測され、第9期計画最終年度の令和8年には14,643人になると見込まれます。人口構成比では高齢化率は令和8年には27.4%となり、令和22年(2040年)には28.6%になると見込まれます。

【総人口の推移及び将来推計】

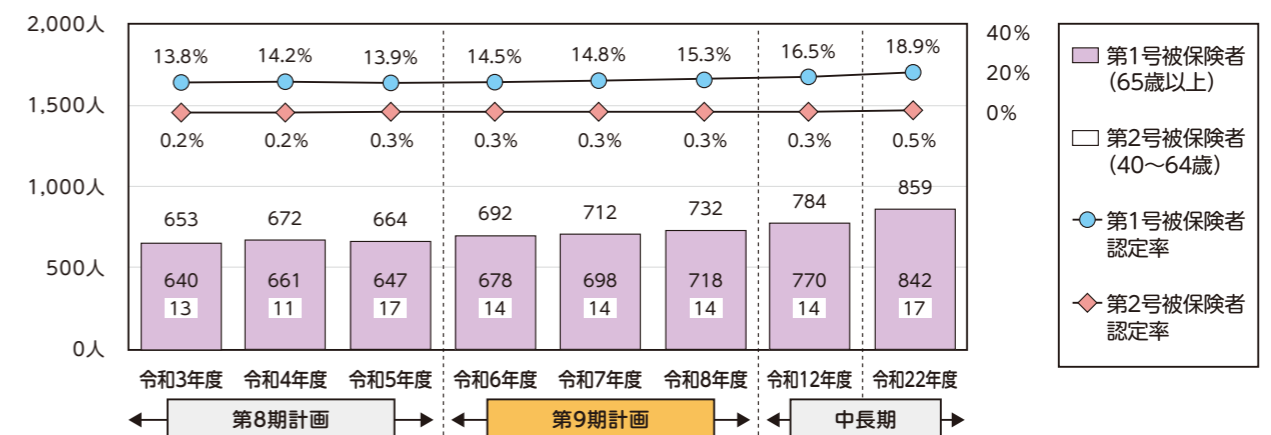


資料：(実績)住民基本台帳(各年10月1日)(推計値)「見える化」システム

## 【2】要支援・要介護認定者の推移

本村の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年度には732人となることが見込まれます。令和12年度には784人、令和22年度には859人になると見込まれます。

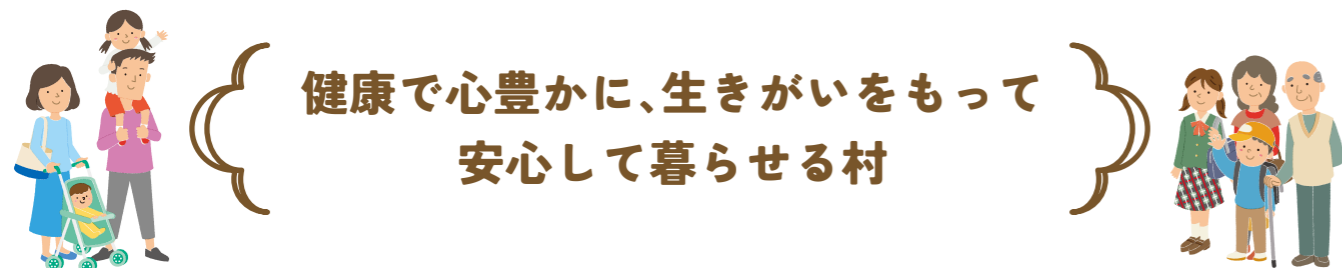
【要支援・要介護認定者の推移及び将来推計】



資料：(実績)介護保険事業報告(各年9月末)(推計)「見える化」システム

## 05 | 計画の基本理念と基本目標

本計画では、これまでの理念や取組みを受け継ぎながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。



### 基本目標 1 | 持続可能で質の高い介護サービスの充実

医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が共同して地域で高齢者を支えていくため、サービス利用者に関する医療や介護情報等について、利用者・村・介護事業所・医療機関等が基盤の整備を国の整備にあわせ進めます。

また、今後、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるように各種サービスの充実を図ります。

さらに、持続可能な介護保険制度運営のため、要介護認定調査や認定審査会の適正な実施により、公正な要介護認定に努めるとともに、専門職と連携しながらサービス内容の効果的な点検を実施することで、利用者が真に必要なサービスの提供に努め、介護給付の適正化を図ります。

#### 1. 医療・介護の連携強化

(1) 在宅医療・介護連携の推進



#### 2. 介護サービスの充実・強化

- (1) 日常生活圏域の設定
- (2) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
- (3) 介護サービスの質的向上
- (4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組の強化
- (5) 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進
- (6) 介護情報基盤の整備
- (7) 文書負担の軽減



#### 3. 介護保険制度の円滑な運営

### 基本目標 2 | 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後、75歳以上の高齢者の急増が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

地域包括ケアシステムは、自助(介護予防や健康づくりのための自身の取組み)、互助(地域での暮らしの支えあい)、共助(介護保険、医療保険などの社会保険サービス)、公助(行政サービス)の連携が不可欠であることから、共助、公助はもとより、自助、互助における住民主体の介護予防や生活支援、支えあいの体制づくりを進めます。

さらに、社会が変化し、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増える中、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野など他分野との連携をより強化し支援していきます。

#### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 2. 高齢者福祉事業の充実

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| (1) 徘徊高齢者等位置情報サービス         | (11) 住宅改造補修費補助事業   |
| (2) 生きがい活動支援通所事業(ミニデイサービス) | (12) 介護者用車両購入費補助事業 |
| (3) 緊急通報システム               | (13) 運転免許返納支援事業    |
| (4) 紙おむつ給付事業               | (14) ごみ戸別収集事業      |
| (5) 火災報知器設置                | (15) 見守りシール交付事業    |
| (6) 家族介護慰労金支給事業            | (16) 高齢者補聴器購入費助成事業 |
| (7) 在宅ねたきり高齢者理美容サービス       |                    |
| (8) 一人暮らし老人保養事業            |                    |
| (9) 配食サービス                 |                    |
| (10) 福祉タクシー利用補助事業          |                    |



#### 3. 高齢者を支える地域の体制づくり

(1) 生活支援体制整備

#### 4. 地域包括支援センターの機能強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域共生社会に向けた取組



#### 5. 高齢者の住まいの確保と防災対策

- (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの推進
- (2) 災害等に対する支援体制づくり
- (3) 高齢者の交通安全

## 基本目標 3 | 認証対策及び権利擁護の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症施策については、これまで、認知症施策推進大綱(令和元年～7年)に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で暮らすことができるよう、「予防」と「共生」を両輪として推進してきました。今後も令和4年の中間評価の結果を踏まえ、大綱に沿って認知症施策を推進します。

また、令和5年6月に「共生社会」の実現を推進するため、基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本的施策等について定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しましたので、今後国が策定する、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ推進していきます。

### 1. 認知症施策の推進

- (1) 啓発普及・本人発信支援(認知症サポーターの養成及び活動支援等)
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援(認知症診断費用の助成等)
- (4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援



### 2. 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度利用支援事業の充実
- (2) 高齢者虐待の防止

## 基本目標 4 | 誰もが生きがいを持ち活躍できる場の促進

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域の人との関係を通じて自分の役割を持って生活できるよう、高齢者の健康寿命の延伸を図るための「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」などにより、高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。

また、高齢期の日常生活の不安として、基礎体力の低下、認知症の心配、転倒の不安などが多くなることから、地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していきます。生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

### 1. 介護予防と健康づくりの推進

- (1) 地域介護予防活動支援事業
- (2) 一般介護予防事業評価事業
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (4) 介護予防把握事業
- (5) 介護予防普及啓発事業
- (6) 健康づくりと生活習慣病予防

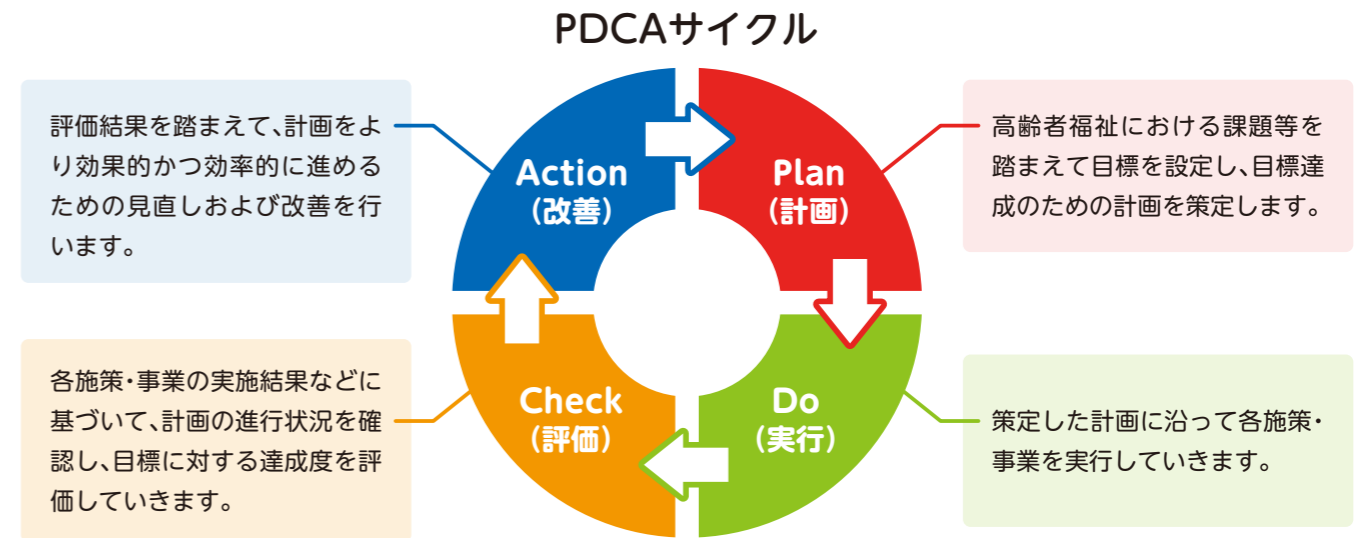
### 2. 社会参画の推進

- (1) 高齢者団体の活動支援
- (2) 社会参画・就労の場の提供



## 06 | 計画の進捗管理及び評価

榛東村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、その進捗状況を常に管理し、精査することが重要であり、その結果を3年後に予定される事業量見込、保険料の見直しに反映し、より質の高い健全な事業の実施を目指しています。特に高齢者の自立支援・重度化防止の取組を推進するため、PDCAサイクルを活用して計画の実践、分析、評価を行い必要に応じ計画を見直します。



## 07 | 介護保険料の見込み

### ● 計画期間における保険給付費等見込み額

保険給付費を推計する上での主な留意点として、介護報酬の見直しに加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第9期計画の3年間に必要な保険給付費等は、合計で約38億8千万円と見込まれます。

### ● 介護給付費準備基金の活用

第9期計画においては介護給付費準備基金約6千万円を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

### ● 第9期介護保険事業計画における介護保険料(保険料基準額)

上記の諸条件等をもとに、第9期(令和6年度～令和8年度)の保険給付費等をまかなうための第1号被保険者の保険料を試算すると、以下のとおりとなります。

$$\begin{array}{l}
 \text{本村に必要な} \\
 \text{介護サービスの総費用} \\
 \times \\
 \text{65歳以上の方の} \\
 \text{負担分23\%} \\
 \div \\
 \text{本村の} \\
 \text{65歳以上の方の人数} \\
 = \\
 \text{令和6～令和8年度の} \\
 \text{保険料基準額} \\
 \text{79,200円(年額)} \\
 \text{6,600円(月額)}
 \end{array}$$

令和6年度から令和8年度までの所得段階別保険料は次のとおりです。  
また、本村では、今後国が示す軽減割合に沿って軽減措置を検討していきます。

### ● 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	介護保険料 (年額)	基準月額に対する割合		
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、「課税年金収入額 +前年合計所得金額(年金以外)※」が80万円以下の方	36,030円	0.455	0.455	0.455
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、「課税年金収入額+前年合計所得金額(年金以外)※」が120万円以下で第1段階以外の方	54,250円	0.685	0.685	0.685
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	54,640円	0.690	0.690	0.690
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者有り)で「課税年金収入額 +前年合計所得金額(年金以外)※」が80万円以下の方	71,280円	0.90	0.90	0.90
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者有り)で第4段階以外の方	79,200円	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が120万円未満の方	95,040円	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	102,960円	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	118,800円	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	134,640円	1.70	1.70	1.70
第10段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	150,480円	1.90	1.90	1.90
第11段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	166,320円	2.10	2.10	2.10
第12段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	182,160円	2.30	2.30	2.30
第13段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が720万円以上の方	190,080円	2.40	2.40	2.40

※給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除が適用されている場合はその適用前の金額)から10万円を控除した金額

## 榛東村 第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画 概要版《令和6年度～令和8年度》

発行日 令和6年3月

発行 榛東村 健康保険課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

T E L 0279-26-2513

F A X 0279-54-8225

